

緊急事態宣言中の健診運営について

一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会

2021年1月14日

緊急事態宣言期間中も健診業務を継続実施いたします。

2021年1月7日に首都圏4都県を対象とした新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、1月13日には7府県が追加されました。

当協会では健診8団体合同マニュアル「[健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について](#)」を遵守し、三密回避や感染拡大防止対策を徹底しておりますので、安心して健康診断をご受診いただき、健康管理にお役立てください。

ご受診される皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、ご受診にあたっては「三密回避に向けた受付時間の厳守」や別添しております「[新型コロナウイルス感染症対策についてのご協力をお願い](#)」の内容にご理解とご協力いただけますよう、よろしく願いいたします。